

会議結果報告書

令和6年2月9日

会議の名称	令和5年度第4回志木市児童福祉審議会
開催日時	令和6年2月9日(木) 午後1時30分～3時30分
開催場所	宗岡第二公民館 401・402会議室
出席委員	佐藤聡子会長、大熊啓太副会長、磯真砂子委員、白川美津江委員、中村勝義委員、高橋篤子委員、阿部望委員 (計7人)
欠席委員	志村亜希子委員、中村和子委員、浅見智子委員、藤井加奈恵委員、細田大二郎委員 (計5人)
説明員職氏名	清水子ども支援課副課長、平間子ども支援課主査、大野保育課主査、松永子ども支援課主任、松本保育課主事 (計5人)
議題概要	1 開会 2 議題 (1) 地域型保育事業(居宅訪問型保育事業)について (2) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (3) 第3期志木市子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るアンケート調査の報告について ① 子育て支援に関するアンケート ② 子どもの生活実態に関するアンケート ③ ヤングケアラーに関するアンケート ④ 乳幼児健康診査時アンケート 3 その他 4 閉会
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者なし)
事務局職員	近藤子ども・健康部長、飯田子ども支援課長、杉田保育課長、清水子ども支援課副課長、大野健康増進センター所長、金澤健康増進センター副所長、平間子ども支援課主査、大野保育課主査、松永子ども支援課主任、松本保育課主事、ジャパン総研

審 議 内 容 の 記 録

1 開会

佐藤会長が開会を告げる。

志木市情報公開条例第5条第1項により市の附属機関の会議は原則公開であると規定されているため、本審議会は公開の対象となる旨の説明を行った。

2 議題

(1) 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）について

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）について、事務局が説明を行った。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：対象の自宅に伺い看護師などが子どもの世話をするのか。

事務局：その通りである。

委 員：その都度、備品等を全部持っていくのか。

事務局：ご自宅のおもちゃ等を使わせていただくことになる。看護師や保育士が持っていく備品はほぼない。

委 員：定員は0～2歳が1名とのことだが、実際に過去に利用した子どもは何歳だったのか。

事務局：居宅訪問型保育事業は、本市では初めて実施する事業なので、今までの利用はない。

委 員：定員1名に対して2名以上申請があった場合は、受付できないのか。

事務局：その都度調整し、優先順位を決めて利用していただく予定である。

委 員：どの程度需要があるか分からないが、全ての申請者が利用できればいいと思う。

委 員：障がいや疾病等で集団保育が難しい子どもを預かるとの話だが、医療行為も発生することがあるのか。

事務局：医療的ケアが必要な子どもが対象である。感染リスクが高く、集団保育が難しい子どもには、保育士が自宅に伺うことになる。そのときの子どもの状況によって、保育士・看護師の人材は、事業所側で選定していただくことになる。

副会長：志木市では、居宅訪問型保育事業が初めてということだが、これまではこのような需要は、表面化していなかったのか。

事務局：令和4年度途中から、共生社会推進課と医療的ケアが必要な子ども、集団保育ができない子どもについての情報共有は行っている。

委員：子育て支援センターは、保育園に入れない方や障がいがある方も利用している。そのため、このような事業が始まったことを広くご案内できるようにしてもらいたい。

事務局：国の特定保育の対象者の基準は決まっているが、今後周知していきたい。

(2) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についての説明を事務局が行った。

【質疑】

なし

(3) 第3期志木市子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るアンケート調査の報告について

①子育て支援に関するアンケートについて
ジャパン総研が説明を行った。

【質疑】

会長：ご意見、ご質問はないか。

委員：児童センターについての質問結果は、居住地域によって回答に差があると思う。児童センターがある宗岡地区の方は、身近な公共施設と認識しているのではないだろうか。

ジャパン総研：無作為抽出でアンケートを送付しており、今後、この調査結果から各地域ごとの見込みを出し、来年度に向けて分析を行っていく。

②子どもの生活実態に関するアンケートについて
ジャパン総研が説明を行った。

【質疑】

会長：ご意見、ご質問はないか。

委員：調査結果から、生活困難層が、生活全般において困りごとがあることがわかった。今後、生活困難層を救済するための事業は、どのように考えているのか。

事務局：現在、自立を支援するため、ひとり親家庭のお子さんの学習支援を行っ

ている。経済的支援としては、離婚の際に養育費を受給できるよう、話し合いの費用を出すなども施策として考えられる。今後、他市の状況も参考にして、施策を検討する。

委員：【子どもの実態調査】の【生活困難層の定義】は、どのように見たいのか。

ジャパン総研：分類については、埼玉県が平成31年に実施した同調査に基づいて判定を行っている。

③ヤングケアラーに関するアンケートについて
ジャパン総研が説明を行った。

【質疑】

会長：ご意見、ご質問はないか。

委員：各小中学校で「ヤングケアラー講座」を受講した後にアンケートを実施したと聞くが、回答者人数が少ないと感じる。中学生に至っては約450人の回答が反映されていない。回答率が低い理由はあるのか。

事務局：アンケート実施期間に、インフルエンザ等で欠席している児童・生徒が多かったため、未回答者については、各学校に再度、回答を促した。

今後も、支援しなければならない子がどれくらいいるかが問題なので、ヤングケアラーの可能性が高いとされた児童・生徒だけでなく、それ以外の回答できていない児童・生徒についても、再度、学校に調査を依頼する予定である。

④健やか親子21アンケートについて
ジャパン総研が説明を行った。

【質疑】

なし

事務局：アンケート結果について、ご意見等があれば、2月16日（金）までに子ども支援課へメールしていただきたい。ご意見等については、後日メールにて回答し、報告書は完成次第、皆様に送付する。

3 その他

●志木市独自のヤングケアラー支援の取り組みについて
「志木市独自の取り組み～ヤングケアラー実態調査結果から支援へ～」の説明

を事務局が行った。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：中学3年生の対象の生徒はいるのか。

事務局：該当する生徒がいると思われるため、今後、学校と情報共有し、困りごとの聞き取りや、子ども支援課につないでもらうような形を取りたい。

●志木市こども計画について

事務局及びジャパン総研が説明を行った。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：次世代育成支援行動計画とは、どのようなものか。

事務局：次世代育成支援対策推進法第8条に基づいて策定しているものである。

ジャパン総研：次世代育成支援対策推進法とは、少子化の進行等を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために、さまざまな対策を打つよう、国や自治体に行動計画の策定を義務づけるような法律である。この法律に基づいて、各自治体でも次世代育成支援行動計画が策定された。

委 員：市の次世代育成支援行動計画には、どのようなことが記載されているのか。

事務局：「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」に、「次世代育成支援行動計画」「放課後子ども総合プラン」「母子保健計画」等を包含し、作成している。次世代育成支援行動計画で市町村行動計画の内容として求められている子ども・子育てに関するさまざまな施策を、この計画に位置づけている。

委 員：こども計画（仮称）をゼロから作ろうといっても、資料がないと難しいのではないか。

事務局：もともと、子ども・子育て支援事業計画や子どもの貧困対策計画、放課後子ども総合プラン等を一体的に策定するように、現在、作業を進めているところであり、加えて子ども・若者計画を追加し、こども計画として作成していく。

会 長：改めてアンケートを実施するのか。

事務局：子ども・若者計画に関するアンケートを追加して実施し、こども計画を作成する。

会 長：その若者は何歳までになるのか。

事務局：39歳までである。市でも詳細は決まっていないが、児童福祉法では子どもは18歳未満だが、こども計画としては子ども・若者に関する施策を入れるということがこども基本法にも示されている。

副会長：39歳は若者なのか。

ジャパン総研：こども家庭庁では39歳までとなっている。定義がない。

事務局：近隣でも、こども計画を策定するという形で、第3期に合わせて包含して計画を進めている自治体が複数ある。

副会長：児童福祉審議会の中に収まる話なのか。

事務局：今後、調整する。

副会長：子ども・若者とひとくくりにされると難しい。

事務局：今までは18歳までの縛りがあったので、志木市として、こども計画をどのようにしていくか、協議中である。

会 長：事務局から次回の説明をお願いします。

事務局：次回の審議会は、5月ごろを予定している。状況によっては4月に開催する可能性があるため、後日改めてご案内を送付させていただく。

4 閉会

佐藤会長が、閉会を告げる。